

三鷹市受援・応援計画 概要

受援・応援計画について

発災直後は行政機能が著しく低下するだけでなく、短期間に膨大な災害対応業務が発生し多くの人的資源が必要となることから、市単独で業務を行うことは困難になります。

また、災害時には応援の種類が多様化するため、全体像が把握できずに混乱が生じる可能性があるほか、近年の災害においては、被災市町村の応援受入体制が不十分であるため、応援職員等の力を十分に活かすことができなかった事例が見られました。

このため、他自治体等からの応援職員を迅速、的確に受け入れて情報共有や各種調整を行う「受援」にかかる体制と、受援対象業務を明確にし、さらに本市から他自治体に「応援」職員を派遣する場合の体制等を明らかにした「三鷹市受援・応援計画」を策定しました。

本計画の位置付けと計画の構成／目次・第1章

本計画は三鷹市地域防災計画<震災編>の関連計画として位置づけ、三鷹市事業継続計画（震災編）（市BCP）を補完するものとして策定しました。

【目次】

第1章 総則：計画の目的、位置づけ、対象業務

第2章 受援体制の整備：三鷹市災害対策本部における受援体制、受援担当者、主な役割

第3章 人的受援：受援対象業務、人的支援の枠組み、人的受援の流れ、手続きフロー、ボランティアの受入れ

第4章 物的受援：物的支援の枠組み、災害時における物資等の基本的な流れ、物的受援の流れ、手続きフロー

第5章 救出救助機関からの受援：警察・消防との連携、自衛隊への要請、関係機関連絡先

第6章 他自治体への応援：応援体制等、事務局の役割、応援活動

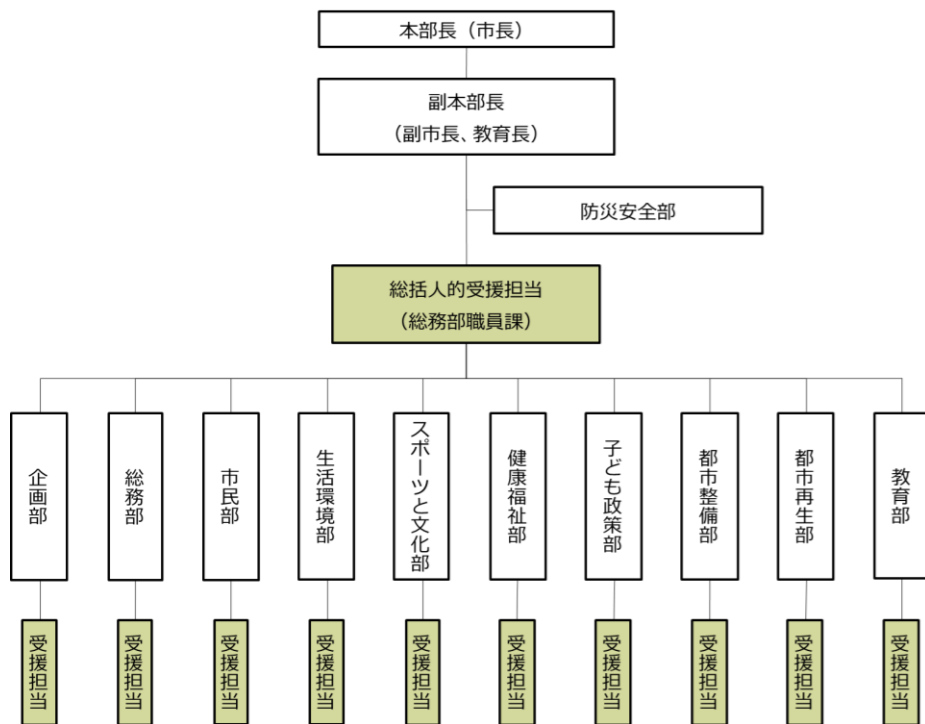
第7章 計画推進に向けた取組：受援力・応援力の強化に向けた取組等

別紙1 各種様式：本計画を進める上で必要な様式

別紙2 受援シート：主な人的受援業務（下記）について詳細に記載

受援体制の構築と受援業務の流れ／第2章・第3章・第4章

人的受援にかかる体制



[人的受援]

「総括人的受援担当（総務部職員課）」が中心となり市内全体の受援業務を統制するとともに、各部の受援担当者との連絡調整を行う体制を構築します。

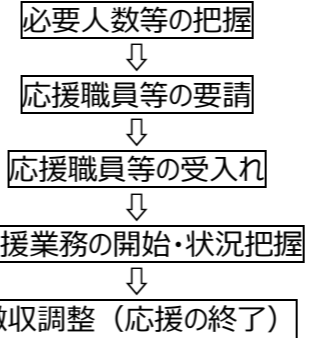
[物的受援]

「総括物的受援担当（生活環境部生活経済課・生活環境部都市農業課）」が中心となり、東京都等からの物資の受入れ、地域拠点を通じた避難所等からの要請による物資配送等の連絡調整を行う体制を構築します。その他、災害対応業務で生じる不足物資について、各部の受援担当者との連絡調整を行います

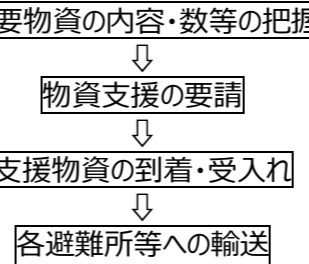
[ボランティア]

市災害ボランティアセンターは、三鷹市社会福祉協議会が主体となって設置します。一般ボランティアは、三鷹市社会福祉協議会が主体となって受入れ、適宜避難所等で従事します。専門的な技能や資格を有する専門ボランティアは、三鷹市社会福祉協議会が主体となり受付を行い市本部に移管します。市本部は、関係機関と連携を図った上で、属性に応じて適切な場所に専門ボランティアを配置します。

人的業務の流れ



物的業務の流れ



主な人的受援業務／第3章

災害時に他自治体から応援が必要となると考えられる業務を選定しました。

No	災害時に他自治体からの応援が必要な業務
1	遺体収容所及び遺体安置所・遺体引渡所の設置
2	罹災証明書の交付に関する業務
3	住家等被害認定の実施に関する業務
4	福祉避難所の開設・運営に関する業務（高齢者施設・障がい者施設）
5	災害医療対策実施本部の設置・運営に関する業務
6	災害時医療救護所の活動支援に関する業務
7	避難所の衛生管理に関する業務
8	地域避難所（コミュニティ・センター）の開設・運営支援に関する業務
9	輸送拠点の設置・運営に関する業務
10	救援物資の仕分け・避難所等への配送に関する業務
11	仮置場の選定と設置に関する業務
12	防疫体制の確立に関する業務
13	広域避難場所等避難場所の避難者への対応に関する業務
14	帰宅困難者対策の実施に関する業務
15	協定避難所の開設及び運営支援に関する業務
16	炊き出しの実施に関する業務
17	学校避難所の開設・運営支援に関する業務
18	下水道施設の応急対策に関する業務
19	下水道施設の復旧対策に関する業務
20	道路・橋梁の応急・復旧対策に関する業務

警察・消防・自衛隊との連携／第5章

大規模災害発生時、市は、警察、消防、自衛隊が人命救助を第一とした災害応急対策活動を迅速に実施できるよう、都と緊密に連携を図り、情報を共有します。警察・消防との連携方法や自衛隊への要請手順、連絡先を整理しています。

他自治体への応援体制と手順／第6章

市における被災地自治体への職員の応援体制、手順を整理しています。応援要請に基づいて迅速に対応するため、被災地自治体への応援体制や派遣の手順を定めています。また、平時から被災地派遣を希望する職員を取りまとめた応援職員派遣名簿を整備しています。派遣職員に対しては産業医面談によるメンタルヘルスクアを行います。

■ 応援体制

本部長：市長

副本部長：総務部担当副市長

本部長：総務部長、防災安全部長、総務部職員課長、総務部労働安全衛生課長

事務局：総務部職員課

【東京都又は東京都市長会事務局からの要請に基づく派遣】の例

step 1	東京都から東京都市長会に災害派遣に係る調整依頼
step 2	東京都市長会から「ブロック分けと人員表」に基づき各市に職員派遣依頼
step 3	各部へ派遣職員の推薦依頼（職員課）
step 4	職員課へ派遣人員について回答（各部）
step 5	派遣職員決定・東京都市長会へ回答（職員課）※名簿も活用
step 6	派遣概要説明会（東京都行政部等）
step 7	派遣職員による旅費受領・新幹線等手配
step 8	産業医面談
step 9	災害派遣激励会・職員派遣
step 10	災害派遣期間満了・帰庁→理事者報告、旅費精算
step 11	産業医面談

計画の推進に向けた取組／第7章

本計画の実効性を高めるための取組について整理しています。日頃の訓練や研修により実効性の向上を図ること、平時から人的資源・物的資源の管理をして備えること、適切に計画の見直し・更新を図ること、受援対象業務について深く検討することで実効性を高めることを求めています。また、人的・物的支援を受けた場合の、費用負担について整理しています。